臨床心理分野専門職大学院

平成 25 年度認証評価報告書

平成 26(2014)年 3 月 28 日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

はじめに

平成 25 年度における臨床心理分野専門職大学院の認証評価報告

私ども公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士養成のための専門職学位課程（専門職大学院）の認証評価機関として平成 21 年度に認可を受けて以降、評価対象とする大学院の教育活動水準の維持発展を図るとともに、その個別的な専門性の発展に資することを目的として、有効な評価作業を進めてまいりました。

今回、本協会が平成 25 年４月１日付で公益財団法人に移行して初めての作業として、関西大学大学院を対象に認証評価を実施いたしました。本報告は、当該大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）の関係各位のご協力はもとより、本協会内に設置された認証評価委員会、判定委員会、判定評価チーム等の尽力によりまとめられた認証評価の結果であります。

社会から要請される高度専門職業人たる臨床心理士像を見据え、より質の高い臨床心理士キャンディデイトを輩出するために、社会に保証し得る大学院教育における養成システムのさらなる発展に寄与してまいりたいと存じます。今後ともよろしくご指導、ご支援をお願いする次第です。

平成 26 年３月 28 日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事　　大　塚　義　孝

目　　次

はじめに …… i

目次 …… ii

Ⅰ　平成 25(2013)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について
　1　臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的 …… 1
　2　平成 25 年度専門職大学院の認証評価への申請校 …… 1
　3　認証評価を担当する組織と体制 …… 2
　4　認証評価の経過の概要 …… 4
　5　認証評価の結果の概要 …… 5
　6　年次報告書 …… 6
　7　認証評価の実施体制の整備 …… 6

Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果
　関西大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果
　1　認証評価の結果 …… 7
　2　総評 …… 7
　3　章ごとの評価 …… 8

Ⅲ　資料
　1　関西大学大学院の現況及び特徴 …… 35
　2　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱 …… 38
　3　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則 …… 88
　4　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程 …… 94
　5　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程 …… 96
　6　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程 …… 99
　7　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程 …… 101
　8　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則 …… 103

Ⅰ　平成 25(2013)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

１　臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年４月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 年９月４日付で認証評価機関として文部科学大臣から認可を受け、平成 21 年度１校、平成 23 年度３校の認証評価を実施してきた。ここでの認証評価の目的は、次のとおりである。

協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

（１）専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

（２）専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。

（３）専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

２　平成 25 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 25 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の１大学院であった。

私立　　関西大学大学院　心理学研究科　心理臨床学専攻（専門職学位課程）

３　認証評価を担当する組織と体制

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム)、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。

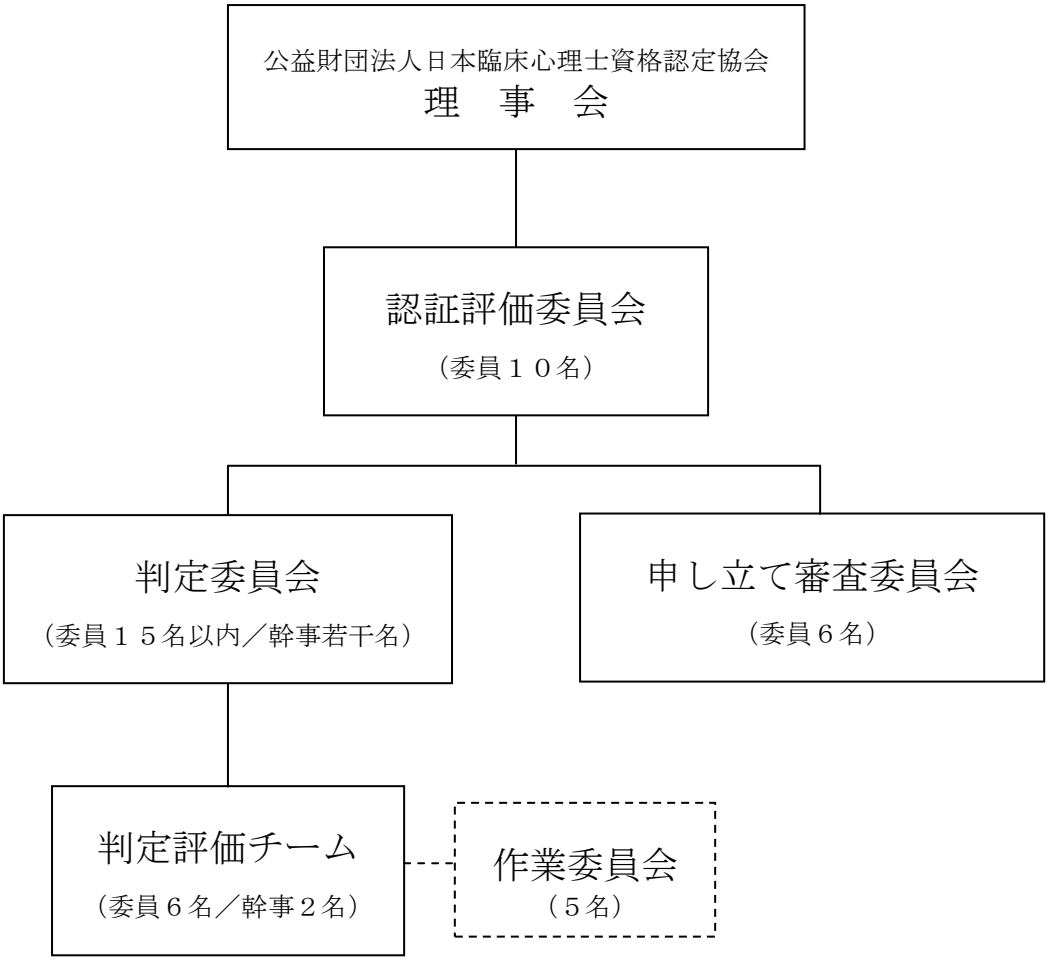

（１）認証評価委員会委員（定数 10 名/現在数 10 名）　◎委員長（１名）　○副委員長（２名）

◎藤原　勝紀（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常務理事/京都大学・名誉教授）
○村山　正治（学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授）
○結城　章夫（国立大学法人山形大学・学長）
石川　　啓（日本臨床心理士養成大学院協議会・会長/学校法人帝塚山学院・理事長）
大塚　義孝（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都女子大学・名誉教授）
久保　千春（九州大学病院・病院長/九州大学医学研究院・教授）
鶴　　光代（一般社団法人日本心理臨床学会・理事長/東京福祉大学大学院・教授）
平木　典子（日本家族心理学会・常任理事/統合的心理療法研究所・所長）
村瀬嘉代子（一般社団法人日本臨床心理士会・会長/北翔大学大学院・教授）
山中　康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）

（２）判定委員会委員（定数 15 名以内/現在数８名）　◎委員長（１名）　○副委員長（２名）

◎伊藤　良子（学習院大学大学院・教授/京都大学・名誉教授）
○岡本　淳子（立正大学・教授）
○橘　　玲子（新潟青陵大学・教授）
大野　博之（福岡女学院大学大学院・教授/九州大学・名誉教授）
菅野　信夫（天理大学・教授）
田畑　　治（名古屋大学・名誉教授）
藤原　勝紀（放送大学京都学習センター・所長/京都大学・名誉教授）
横山　知行（新潟大学・教授）
幹事
香川　　克（京都文教大学・教授）
浅田　剛正（新潟青陵大学・准教授）

（３）申し立て審査委員会委員（定数６名/現在数６名）　◎委員長（１名）　○副委員長（１名）

◎岡堂　哲雄（聖徳大学大学院・教授/文教大学・名誉教授）
○佐藤　忠司（新潟心理相談システム・主宰）
乾　　吉佑（専修大学院・名誉教授）
小谷　英文（ＰＡＳ心理教育研究所・理事長/国際基督教大学・名誉教授）
滝口　俊子（放送大学・名誉教授）
馬場　禮子（中野臨床心理研究室・室長）

（４）判定評価チーム（定数６名）　◎主査（１名）　○副査（１名）

◎伊藤　良子（学習院大学大学院・教授）
○岡本　淳子（立正大学・教授）
菅野　信夫（天理大学・教授）
田畑　　治（名古屋大学・名誉教授）
金　　吉晴（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所・成人精神保健研究部長）
古川　久敬（日本経済大学大学院・教授）
香川　　克（京都文教大学・教授）
浅田　剛正（新潟青陵大学・准教授）

（５）作業委員会

伊藤　良子（学習院大学大学院・教授）
岡本　淳子（立正大学・教授）
菅野　信夫（天理大学・教授）
香川　　克（京都文教大学・教授）
浅田　剛正（新潟青陵大学・准教授）

４　認証評価の経過の概要

（１）専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔平成 24(2012)年６月 29 日〕
平成 25 年度以降に認証評価を予定している専門職大学院２校（関西大学大学院、帝京平成大学大学院）を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。

（２）認証評価申請の案内〔平成 24(2012)年９月 10 日〕
平成 25 年度を評価実施年度とする関西大学大学院に対して、申請の案内を送付した。

（３）認証評価申請書の受理〔平成 24(2012)年９月 25 日〕
関西大学大学院より認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。

（４）自己点検評価報告書の提出〔平成 25(2013)年６月 30 日〕
関西大学大学院より自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。

（５）認証評価に関する委員会〔平成 25(2013)年７月７日〕
認証評価委員会、判定委員会、申し立て審査委員会を開催するとともに、評価基準要綱、認証評価に関わる手続規則等について研修会を行った。

（６）判定評価チーム委員の研修会〔平成 25(2013)年７月７日〕
判定評価チーム委員及び幹事を対象に、評価基準、認証評価に関わる手続規則等に加え、過年度の認証評価作業の実績をもとにした書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

（７）事前確認事項一覧表の送付〔平成 25(2013)年８月８日〕
関西大学大学院へ、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。

（８）事前確認事項回答書の提出〔平成 25(2013)年８月 31 日〕
関西大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。

（９）認証評価に関わるヒアリング〔平成 25(2013)年９月 20 日〕
自己点検評価報告書及び事前確認事項について、関西大学大学院のヒアリングを行った。

(10) 訪問調査〔平成 25(2013)年 10 月 22 日〕
判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、関西大学大学院の訪問調査を実施した。

(11) 認証評価報告書（一次案）の送付〔平成 25(2013)年 11 月 29 日〕
判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、関西大学大学院へ送付した。

（12）認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔平成 25(2013)年 12 月 16 日〕
関西大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。

（13）認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 26(2014)年１月 25 日〕
判定評価チームは、関西大学大学院の意見を参考に、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

（14）認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 26(2014)年１月 25 日〕
判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、関西大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

（15）認証評価報告書の作成と提出〔平成 26(2014)年１月 25 日〕
認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、関西大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

（16）認証評価報告書の決定〔平成 26(2014)年１月 25 日〕
第 123 回理事会において、認証評価委員会から提出された関西大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

（17）認証評価報告書の送付と確定〔平成 26(2014)年２月 14 日〕
関西大学大学院へ平成 26 年１月 31 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

（18）認証評価報告書の公表〔平成 26(2014)年３月 25 日〕
関西大学大学院の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

（19）認定証の送付〔平成 26(2014)年３月 31 日〕
関西大学大学院へ基準適合認定証を送付した。

５　認証評価の結果の概要

平成 25 年度に臨床心理分野の専門職大学院で認証評価を申請したのは１大学院であった。関係委員会で審査の結果、当該大学院は評価基準に適合していると認定した。なお、認定の期間は、平成 31 年３月 31 日までとする。

（１）認証評価の結果、適合していると認定した大学院・専攻
私立　　関西大学大学院　心理学研究科　心理臨床学専攻（専門職学位課程）

（２）適合していると認定した大学院に対する提言
適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させる

ために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

６　年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年度から毎年５月１日現在の大学院の状況を５月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

（１）専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
（２）入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
（３）学生の状況（１年生数、２年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
（４）認証評価を受けた後の重大な変更
（５）修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
（６）改善が望ましいとされた事項への対処

７　認証評価の実施体制の整備

本協会は、平成 21 年９月４日付で臨床心理分野の専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けた。その際の付帯意見及び平成 21 年度、23 年度に実施した認証評価作業を通じ見出された課題等を踏まえて、平成 25 年度に向けた実施体制を整備した。

（１）認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

特に、認証評価のための研修の一環として、指定大学院（臨床心理士受験資格に関して本協会が一定の基準により指定している大学院）の平成 24 年度実地視察評価の業務を委嘱し、研修の実をあげた。また、実質的に認証評価作業を担当する判定評価チーム委員については、平成 21 年度及び 23 年度の認証評価作業の実績をもとに、より実際的な研修を行った。

（２）「臨床心理分野の専門職大学院における教育内容と方法に関するガイドライン（暫定版）」の試験的運用

評価基準に基づく判断をより客観的に行うとともに、臨床心理士養成のための教育レベルの標準化を目的として平成 23 年３月に取りまとめたガイドライン（暫定版）を、平成 25 年度認証評価において試験的に導入した。その運用における課題等を整理し、現状に即した内容に整備・改善し、今後の実際的運用に向けて準備を進める予定である。

Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果

関西大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

１　認証評価の結果

関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

２　総評

関西大学では、社会学部を中心に長年にわたって臨床心理学特に心理査定に関する先駆的な研究が行われてきたが、平成 10 年に社会学研究科社会心理学専攻心理臨床学専修に他学部の教員も加わった体制が立ち上げられ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第１種指定大学院に認定された。以来、多数の臨床心理士を輩出し、社会に対する貢献がなされてきた。

以上のような実績を踏まえ、臨床心理専門職業人として高度な専門性を確立するために、平成 20 年に関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）の設置認可を受け、我が国で５番目となる臨床心理分野専門職大学院が平成 21 年４月に開設された。その後の５年間には、コース制を取り入れた教育課程、教育評価の質的基準の策定及び地域臨床心理学領域に力が注がれるなどの特色ある教育活動がなされている。また、臨床心理士資格審査の合格率は高く、就職先の決定も順調になされているなど、評価できる点が多い。

今後は、専門職学位課程の専門性をより一層高めるように、教員組織、教育内容及び施設等の充実が望まれる。

今回の認証評価では、判定評価チームが「自己点検評価報告書」「大学院基礎データ」「事前確認事項回答書」などの書類審査を行い、その後、関西大学大学院のヒアリングと訪問調査を重ね、慎重に判定作業を実施してきた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。認証の期間は、平成 31 年３月 31 日までとする。

なお、「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり、「要望事項」は、さらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。

３　章ごとの評価

第１章　教育目的

（１）評価

第１章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

臨床心理士資格審査の合格率や就職状況は非常に良好であり、学生の学習意欲も高い。

（３）第１章全体の状況

臨床心理士養成の教育目的に基づき、計画的な指導がなされ、成果を上げている。ただし、実習科目などにおいて充実に向けた取り組みが望まれる点がある。

（４）根拠理由

【項目１−１　教育目的】

基準１−１−１ **教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。**

目的については、本専攻の学則に「学理と実務の両面からの卓越した専門教育により、心の問題への心理学的支援に必要となる心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的とする」と、規定されている。

また、理念としては、ホームページに「知識教育の学理と実践のバランスに配慮したカリキュラム」「このカリキュラムにより、臨床心理の高度な専門性とともに、心の専門家としての倫理観や優れた人格を備えた人材を育てます」と記載されている。

基準１−１−２ **教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。**

臨床心理専門職大学院のホームページ並びにパンフレット、学生募集要項や入試説明会、新入生に対するオリエンテーションなどによって、教育の理念や目的が公表されている。

基準１－１－３
　目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。

単位取得状況は、ほとんどの科目で 90%以上あり、学生による授業評価アンケートにおいても全科目で満足と評価されている。ただし、実習科目の満足度特に対象者と接する機会の満足度はやや低く、この点については、修了生へのアンケートでも、ケース担当やケースカンファレンス、困難事例に対する技法の学びにおいての不足感が示されている。

臨床心理士資格審査の合格率は過去２年間 93%を超えており、就職状況も本年修了生の全員が臨床心理関連に就職又は進学するなど良好であり、本専攻の教育の成果は上がっているが、学内実習におけるケース担当についての課題はある。

（５）改善が望ましい点

①学内実習施設におけるケース担当数や担当ケースの多様性、担当期間、実践の質を向上させるためのケースカンファレンス等の授業や実習施設の改善が望まれる。

②「事例研究論文」の作成は、臨床心理士の実践を深める教育に必須のものとして、学内実習の担当事例に関する論文を修了時に提出するよう指導されたい。

（６）要望事項

①本専門職大学院の創設の理念について、臨床心理分野の高度専門職業人としての主体性を育む教育理念がさらに明確化されるともに、その専門性の社会的意義が学内外に広く周知されるような広報を期待したい。

②授業内容の充実のため、修了生の就職先における状況を把握する方途についても検討されたい。

第２章　教育課程

（１）評価

第２章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

学生が早期から修了後の実践を考慮し、志望する領域について理論と実践の双方から専門的な学修を進める教育課程になっている。また、地域臨床心理に力が注がれている。

学生は授業に積極的に参加しており、修了生の臨床心理士資格審査への合格率も高く、全員が心理臨床に関わる就業や進学をしている。

（３）第２章全体の状況

心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能について、学理と実務の両面から学修できる教育課程を開設しており、臨床心理士養成の基準を満たす科目が開講されている。総合的に基準を満たしている。

（４）根拠理由

【項目２−１　教育内容】

基準２−１−１ 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。

教育課程は、臨床心理学の学理と実践の架橋に留意して開設され、専門的技能の習得のみならず職業倫理やコミュニケーション・スキルなどの人間形成の養成も視野に入れ、体系的に編成されている。学生が修士課程在学中より進路に関する自覚をもって学修し、修了後各領域で専門性をより発揮できるように、コース別のカリキュラムを編成している。

しかし、一方でコースを超えて全員の学生に共通して重視される「事例研究」や「カンファレンス」については必修科目とはなっておらず、臨床心理士としての責任感及び倫理観の体験的な学修を深める視点からの課題がある。

基準２−１−２

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。

（１）臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

（２）臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

（３）臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

平成 25 年度においては、「基本科目群」13 科目、「発展科目群」20 科目、「応用科目群」17 科目として、計 50 科目が開設されている。特に臨床心理専門技能を扱う教育課程上の展開において、心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系という構成を図り、各系で演習科目と実習科目を組み合わせて専門性を養成している。

本基準「基本科目、展開科目、応用・隣接科目」の３群に関する指針の分類と、大学院側の「基本科目群、発展科目群、応用科目群」との対応は、必ずしも一致しているとはいえない。しかし、全体としてみると必要な科目が開設されている。

基準２−１−３

基準２−１−２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

平成 25 年度は、必修科目は、基本科目群 13 科目と発展科目群２科目の合計 15 科目 24 単位、選択必修科目は合計 25 科目 43 単位、選択科目は 10 科目 20 単位が開設されており、専攻全体として合計 50 科目 87 単位となる。

そのうち、選択必修科目 25 科目 43 単位について、それぞれのコースの特徴に見合った科目を、各コース所属者が選択して履修する科目として指定している。すなわち、学校・教育コースでは 14 科目 23 単位、医療・福祉コースでは 12 科目 23 単位、産業・キャリアコースでは 12 科目 23 単位を指定し必修に準ずる構造にしている。それに加えて、所属するコース以外に指定されている選択必修科目や選択科目を個々に履修することで、２年次を修了するまでに十分な単位取得ができる仕組みになっている。

地域臨床心理については、基本科目群と応用科目群に、「地域臨床心理学演習」や「地域

臨床心理学実習」、「地域臨床心理学特別演習」「地域支援ファシリテーション特別演習」を開設している。

平成 25 年度には「学内臨床カンファレンス実習１」「学内臨床カンファレンス実習２」が開設されているが、選択必修により１年次だけの配当になっており、臨床実習が活発に展開する２年生が履修しにくい。臨床実践にはカンファレンスが必須であることを認識できるよう指導していくために、２年間継続的に「学内臨床カンファレンス実習」を履修し得る体制にする必要がある。

「事例研究論文」の作成が必修となっていない。「臨床心理事例研究演習１」と「臨床心理事例研究演習２」が２年次だけの配当で必修科目とはなっておらず、修士課程在籍期間を通して事例研究を学ぶ機会が少ない。

以上、カリキュラムの構造が大変入り組んでいる。全学生が共通して学修すべき科目とコース制に基づいて履修する科目、言い換えれば、臨床心理の汎用的な専門性に通じる中核的学びと、領域の特徴に根拠を置く学び、発展的な学びなど学修の構造を理解しやすいよう、カリキュラム一覧表の呈示やシラバスへの記載の仕方にさらなる工夫が必要である。

【項目２−２　授業を行う学生数】

基準２−２−１

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

本専攻の定員が１学年 30 名である実情とコース制のため、場合によっては、受講生数が１クラスの許容量を超えることも生じているが、クラス数を増加させるなどによって、基準を満たすように努められている。カリキュラム構造の中で各科目の性質と心理臨床専門性の成長過程において生じる学生のニーズの重要性を踏まえて、必修、選択必修への的確な指定や時間割上の配置などに常に配慮が必要な状況である。

【項目２−３　授業の方法】

基準２−３−１

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。

（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

臨床心理士としての必要な能力を培うために、少人数による双方向的な授業がなされ、授業方法も、発表形式や臨床面接模擬体験、少人数グループによるスーパーヴィジョン形態など、多様に工夫されている。

心理療法に関する科目は、来談者中心療法が主となっており、他の理論や技法の系統的な習得の機会は少ないが、講演会を開催するなどして補うように努められている。

学外実習においては、教員が実習先の実務指導者と連絡、連携して実習学生を適切に指導し、かつ単位認定等の成績評価に責任を持つ体制がとられている。

【項目２−４　履修科目登録単位数の上限】

基準２−４−１

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル１）。

36 単位の上限が明記されており、基準を満たしている。

（５）改善が望ましい点

①カンファレンスに２年間を通して出席できるよう、科目配置等の改善が望まれる。

②「事例研究論文」作成の学修について、シラバスに記載されることが望まれる。

③多様な臨床心理事例に応じることができる理論や技法について、さらなる習得が可能になるよう教育内容の改善が望まれる。

（６）要望事項

①カリキュラムの呈示において、全学生が共通に学ぶことが重視される科目と、コース制に特徴のある科目、発展的科目の位置づけが分かりやすく示されるよう工夫されたい。

第３章　臨床心理実習

（１）評価

第３章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

医療、教育、産業各領域における指導担当者を非常勤講師に委嘱し、「学外指導者連絡会議」を実施するなど、学外実習指導体制の充実に努められている。

（３）第３章全体の状況

学生の臨床実習面接担当数等にばらつきがみられるが、教員によるグループスーパーヴィジョンなどの体制や学外実習で補完している。

（４）根拠理由

【項目３−１　学内実習施設】

基準３−１−１ **学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。**

心理臨床カウンセリングルームの施設等については、学生の定員数に比して、遊戯療法室数や待合室、事務室、受付のスペース、面接記録のためのパソコン台数が不十分であるが、現在、心理臨床カウンセリングルームの拡充が計画されている。

学生対象の心理相談室を学内実習施設として使用しているが、二重関係に配慮されているにしても、適切とは言えない。

【項目３−２　学内臨床心理実習】

基準３−２−１ **学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。**

学生の相談室業務及び担当ケース数や担当心理査定数に不足がある。面接セッション毎に「学内施設臨床実習２」を通して少人数によるグループスーパーヴィジョンを行い、担当事例数が少ない場合でも当該の学生以外が担当する事例経過に触れることができるようサポート体制を図っているが、全員が同じ水準で臨床心理経験を得にくい面がある。

【項目３−３　学外実習施設】

基準３−３−１ 　学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。

学外実習施設は三大領域すべてに実習機関との安定した協力体制が確立されている。特に、コース制による領域における専門性を学ぶ機会は十分に用意されている。しかし、コースを超えた領域に及ぶ実習機会が得にくく、学校・教育コース、産業・キャリアコースでは、医療機関での実習経験の機会が少なくなっている。

【項目３−４　学外臨床心理実習】

基準３−４−１ 　学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

教育課程上も１年生から「臨床心理倫理論」を履修するように基本科目群必修科目に据え、心理臨床活動の実践において倫理に関わる指導に注意が払われている。

学外実習ではコース制による専門領域実習に重点を置いて実施できる施設が用意されている。実習先の実務指導者と大学院指導者との間で定期的な会議がもたれ、連携を保ちながら十分な指導を行っている。

（５）改善が望ましい点

①心理臨床カウンセリングルームの遊戯療法室を始めとする面接室、待合室、受付、スタッフ室等の施設、面接記録のためのパソコン台数など、施設設備における全般的な充実を図られたい。新たなカウンセリングルームの拡充が実現するまでの経過期間においても、現施設の充実改善への努力が望まれる。

②学生の相談担当数の充実を図るための方策を工夫されたい。

③学生対象の心理相談室での実習生による面接の担当は、改善されたい。

④スーパーヴィジョン体制の充実を図られたい。

（６）要望事項

①コースにかかわらず、全員の学生にとって医療機関における実習の充実が望まれる。

第４章　学生の支援体制

（１）評価

第４章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

特になし。

（３）第４章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、学生が安心して教育課程の履修に取り組める体制が概ね整備されている。

（４）根拠理由

【項目４−１　学習支援】

基準４−１−１ 学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。

修士１・２年生に対する年度当初の履修、実習ガイダンスを始め、進路も含めたガイダンスは２年間で 12 回実施されている。また「プラクティカル・ソリューション１～４」等の授業や個別面談においても指導、助言が随時行われており、履修指導の体制は整備されている。

基準４−１−２ 目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。

「プラクティカル・ソリューション１～４」の枠内での少人数教育や、オフィス・アワー、相談担当教員の配置など、学生支援の体制は整えられている。また学生用の学習・研究室も整備されている。

基準４−１−３
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

臨床心理士有資格の教育補助者（ＴＡ）が２科目について配置され、学生の指導に当たっている。また機材や教材の準備、器具の貸与と管理は大学院事務職員によって行われている。

基準４−１−４
多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル１）。

社会人入学者については、一般入試入学であることから、特別な対策は行われておらず、教員全員の討議による「心理臨床学専攻会議」において必要と判断された場合に、オフィス・アワー等での個別指導や、学部での受講が可能となっている。

【項目４−２　生活支援等】

基準４−２−１
学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

日本学生支援機構の貸与奨学金以外に、公益財団による奨学金、本専攻学生を対象とした独自の給付奨学金制度が設けられ、経済的支援体制は充実している。また相談、助言といった各種の支援についてもそれぞれ専門的相談機関が設置されている。

【項目４−３　障害のある学生に対する支援】

基準４−３−１
身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。

障害のある学生に対する支援については、学生相談・支援センターを中心に体制が整えられ、建物のバリアフリー化や点字ブロックの設置なども大学全館で進められている。

【項目４−４　職業支援（キャリア支援）】

基準４−４−１ 　学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。

専攻による進路オリエンテーションの実施、修了生を対象とした「臨床心理士試験対策講座」の開講、また大学による「心理職対策講座」の開設など様々な情報提供や指導等が行われている。また関西大学臨床心理士会が校友会として組織され、修了生と現役の間で情報提供や研修会の場としての機能を果たしている。

（５）改善が望ましい点

①学生支援として心理相談室が設置されているが、それを学内実習施設としていることについては、本専攻の学生の利用に困難が生じる場合もあるので、改善が望ましい。

（６）要望事項

①ＴＡの採用についてはまだ２科目と少なく、教員負担の軽減も考慮するなら、増員を検討していただきたい。

②社会人入学者に対しては個人の習熟度に応じた指導が行われており、臨床心理士資格審査の合格率などからみて現在特に問題は生じていないと思われるが、基礎学力の補完として大学院レベルでの「臨床心理学入門」のような包括的な授業の開設も検討されたい。

第５章　成績評価及び修了認定

（１）評価

第５章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

成績評価については、成績評価シートと振り返りシートという双方向性のフィードバックシステムが構築されている点が評価される。

（３）第５章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育評価として厳正に評価されるよう努めている。また評価の方法と基準が学生にも明示され、成績評価の結果は必要な情報とともに学生に告知されている。

（４）根拠理由

【項目５−１　成績評価】

基準５−１−１ 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。 （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。 （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価は大学院学則に則りその基準によって実施されている。

成績評価の結果については、その基準及び成績分布についても学生に開示されている。

基準５−１−２ 学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。

現時点では、該当する学生はいない。

評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一貫性が損なわれないよう、適用については公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の指定大学院、あるいは他

の臨床心理専門職大学院で修得された単位に限定するなど、厳正で客観的な成績評価が確保されるよう努めている。

【項目５−２　修了認定】

基準５−２−１

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44 単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア　臨床心理学基本科目　16 単位
イ　臨床心理展開科目　18 単位
ウ　臨床心理応用・隣接科目　10 単位

（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件はすべての基準を満たしている。在籍年数及び修得単位数、臨床心理学基本科目、臨床心理展開科目（本専攻においては臨床心理発展科目）、臨床心理応用科目のそれぞれの規定の単位数を踏まえ、専攻会議による総合的な判定が行われている。

（５）改善が望ましい点

特になし。

（６）要望事項

特になし。

第６章　教育内容及び方法の改善措置

（１）評価

第６章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

ＦＤ活動としての体制が教員相互の評価、学生の自己評価、及び専攻外の連携を備えたものとして整備されている。

（３）第６章全体の状況

教育内容及び方法の改善を図るための取り組みが、ＦＤ委員会の組織、研修会等の改善施策、ピアレヴュー、ディベロップメント調査、それらの広報において体制化されており、継続的な改善に努めている。

（４）根拠理由

【項目６−１　教育内容及び方法の改善措置】

基準６−１−１ 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。

ＦＤ委員会が月１回、９名の専任教員全員と事務職１名によって開催され、教育内容及び方法の改善を図るための組織的取り組みについて検討されている。継続的なＦＤ委員会において、大学全体でのＦＤ活動への参加、学期ごとのピアレヴューの実施、ディベロップメント調査の実施及び検証を行っていることから、本専攻における教育内容及び方法の維持、改善に効果的な体制を備えていると判断できる。また、他の専門職大学院への訪問、外部講師を招聘した講演会の実施、専任教員の在外研究とその成果共有の試みも、改善に資する取り組みとして評価できる。それらはＦＤ活動報告書として冊子を作成して公開されている。

基準６−１−２ 実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。

実務家教員においては、研究者教員との共同担当授業を受け持ち、３名すべてが講義あるいは演習系科目の担当機会がある。また「関西大学臨床心理専門職大学院紀要」の編集委員として論文作成指導に関わる機会を持っている。研究者教員においては、実務家教員との共同担当授業を含めた臨床実習系科目の担当が配置されている。実務家教員と研究者

教員は、ほぼ毎週開催される実習関連会議において相互に補完しあう機会を持ち、専任教員全員が前歴及び現状において概ね臨床実践に携わっていることから、相互の経験不足を補うための措置をとることに努めている。

基準６－１－３
教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル１）。

学期ごとに学生を対象とした授業評価アンケート及びディベロップメント調査を実施している。授業評価アンケートは履修者が 10 名以上の科目、ディベロップメント調査は自己評価に関するものであるが、それらの結果をＦＤ委員会において共有、協議の上、教育内容及び方法に反映させるよう努めている。

（５）改善が望ましい点

①授業評価アンケートの対象を少人数履修者の科目に広げること、また学内臨床実習において対象者と接する機会が不十分であるとの結果に対して、心理臨床カウンセリングルームの運営体制、実習内容及び方法において一層の改善を含めた対策を講ずることが望まれる。

（６）要望事項

①実務家教員と研究者教員の相互研修のために、学内施設における事例研究もしくは事例論文の作成に関わる専攻共通の教育研究体制をさらに充実されたい。

②教育内容及び方法が修了後における臨床心理士としての臨床的力量に資するものであるかを検証するために、修了生への調査の実施及び入学時以降のデータとの比較分析を今後継続的に行っていくよう努められたい。

第７章　入学者選抜等

（１）評価

第７章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

入学応募者の高い倍率にもかかわらず、適正な定員管理がなされており、社会人経験者等の多様な人材の確保が維持されている。

（３）第７章全体の状況

アドミッション・ポリシーの設定、公表が適切になされており、社会人及び他学部、他大学を含めた受験志願者の確保が維持されている。アドミッション・ポリシーに基づいた一定の知識水準を有する者を入学させるために、志願者の履歴に応じた選抜手続きを策定し、選抜方法の管理等においても総合的に適切な体制が構築されている。

（４）根拠理由

【項目７−１　入学者受入】

基準７−１−１ **公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。**

アドミッション・ポリシーを「心理学関係の学部卒業程度の広範な心理学の知識を有していることを前提に、「臨床心理専門職業人」を目指す目的意識を持ち、同時に心の問題を有する人々への援助を行うことができる適性を有した入学者を受け入れます」と定め、これに基づいた入学者選抜を心理臨床学専攻会議の責任管理の下で事務部門と協働して実施している。また、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜に関する事項について、ホームページ及びパンフレット等で適切に公表を行っている。

基準７−１−２ **入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。**

心理学の知識を把握できる学内進学においては、臨床心理学（英語及び精神医学を含む）の筆記試験及び面接委員２名に対して受験生２～３名による集団口述試験を実施し、また一般入学においては、上記に加えて一般心理学を筆記試験に加えることで、アドミッション・ポリシーに適した入学者選抜方法を採っている。

基準７－１－３
　入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。

学部から大学院への一貫した教育による優秀な人材確保の観点から、学内選抜と一般選抜が実施されており、定員はそれぞれ 50%であることが公表されている。

基準７－１－４
　入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

入学者選抜は筆記試験及び集団口述試験において評価され、評価基準は複数の教員による判定を行っている。口述試験の評価方法については事前に質問項目を内規として定め、それにより適正な改善にも努めている。

基準７－１－５
　入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

各年度において一般選抜で社会人経験者が入学しており、外国大学出身者及び他学部出身者を含めた多様な経験を有する者を入学させるように努めている。

【項目７－２　収容定員と在籍者数】

基準７－２－１
　在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

収容定員数 60 名に対して、設置以来 110%を上回って在籍していたことはない。

基準７－２－２
入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

入学定員数 30 名に対して、入学者は設置以来 100%～113.3%で推移しており、所定の入学定員数と乖離しないように努めている。

（５）改善が望ましい点

特になし。

（６）要望事項

①自校出身者が優遇されることのないよう、学内選抜については今後継続的に検討されたい。

第８章　教員組織

（１）評価

第８章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

特になし。

（３）第８章全体の状況

研究者教員、実務家教員のいずれも、十分な研究業績を有するとともに、諸領域での長年にわたる臨床経験を有している。学部も含めると、授業負担がやや過重になっていることがうかがえる。

（４）根拠理由

【項目８−１　教員の資格と評価】

基準８−１−１ **研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。**

教授８名、准教授１名となっており、教育上必要な教員数を十分満たしている。また、９名中８名が臨床心理士の資格を有しており、他の１名も精神科医である。開設諸科目も、医学関連科目を精神科医が担当しているなどの他は、臨床心理士有資格教員が担当している。教員の年齢構成について３人が 50 代で同年齢であり、心理療法の理論的な専門分野についても、偏りが見られる。

基準８−１−２ **基準８−１−１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的･職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。** **（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者** **（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者** **（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者**

専任教員は、専攻分野について、教育・研究上の優れた業績を有しており、また、医療、教育、産業などの現場での臨床経験を有している。３名の実務家教員は、30 年前後の臨床経験があり、現在も実際の臨床現場での活動を行っている他、本学着任以前に大学での教育歴を有している。社会活動としても、関連学会の理事等の役職や、地方自治体の各種委

員会委員などを務めている。これらの専任教員の研究業績、研究活動、社会活動等については、ホームページで公表されている。

【項目８−２　専任教員の担当授業科目の比率】

基準８−２−１
　教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

必修科目や選択必修科目の 90%以上を専任教授又は准教授が担当しており、基準を満たしている。

【項目８−３　教員の教育研究環境】

基準８−３−１
　教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

各教員の授業担当は、４名の教員が負担超過となっている。授業以外の場面における学生への面接指導なども行っており、授業負担は非常に大きい。特に、多様な理論と技法の知識を偏りなく学習する体制を構築すると、教員の負担がさらに増加する。

基準８−３−２
　専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

各教員は、様々な臨床現場で心理臨床活動を実践している。また、教員資格判定基準において、心理臨床活動を評価することが規定されている。

基準８−３−３
　専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

さまざまな研究員制度が設けられており、これまで実際に２名の教員が制度を活用して研究に専念している。

基準８－３－４
　専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

学内実習施設の心理臨床カウンセリングルームには、６名の非常勤相談員が配属されており、専任教員の職務を補助している。心理臨床カウンセリングルームの相談件数の増加を考えると、専任教員の職務を補助するための助教などの教職員が必要である。また、スーパーヴィジョンを担う人材もさらに必要になる。

（５）改善が望ましい点

①多様な理論と技法の知識を十分に取り上げて学習する機会を保証するために、非常勤講師などを含む教員組織の拡充が望まれる。

②心理臨床カウンセリングルームでの相談件数の増加を考慮すると、カウンセリングルームへ助教などを配置することが望ましい。また、学生の担当ケース数の増加を考慮すると、スーパーヴァイザーとしても、非常勤講師などを含む教員の拡充が望まれる。

（６）要望事項

①教員の授業負担が過重になっている点を改善するよう努められたい。

②教員の新規採用に当たっては、年齢構成のバランスを考慮されたい。

第９章　管理運営等

（１）評価

第９章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

専攻独自の学則が規定され、それに基づく運営がなされている。

（３）第９章全体の状況

臨床心理士養成に必要な管理運営体制を有していることがうかがわれる。自己点検評価の体制も適切であり、公開も十分行われている。

（４）根拠理由

【項目９−１　管理運営の独自性】

基準９−１−１ 教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。

心理学研究科の一専攻として設置されているが、同研究科の他の専攻から独立した組織として、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」により運営されている。また、専攻の重要事項は、「心理学研究科心理臨床学専攻会議」で審議されており、この専攻会議の規程も整備されている。管理運営について、独自の運営体制を有していることが、規程上からも明確になっている。

基準９−１−２ 管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。

事務組織は、法科大学院、会計専門職大学院の二つの専門職大学院の管理運営とあわせて専門職大学院事務グループが行っている。同グループの中での分担もなされており、十分な職員の配置と事務体制の整備が行われている。

基準９－１－３
教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。

教員の個人研究費のほか、学生の学会参加費の補助、心理臨床カウンセリングルームに関する予算など、教育活動を適切に実施するための経費が確保されている。

【項目９－２　自己点検評価】

基準９－２－１
教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

全学の自己点検評価の中で実施しており、また、大学基準協会の機関別認証評価も受けている。結果についてはいずれもホームページで公開されている。

基準９－２－２
自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

自己点検評価の実施主体として、心理学研究科心理臨床学専攻自己点検・評価委員会が設置されており、副専攻長が委員長となっている。

基準９－２－３
自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。

自己点検評価の結果については、心理臨床学専攻会議において報告され、ＦＤ委員会、実習関連会議等で検討がなされている。

基準９−２−４
　自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

2012 年に大学基準協会の機関別認証評価において適合評価の認定を受けている。

【項目９−３　情報の公示】

基準９−３−１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

教育活動等の状況については、大学院要覧、大学院ホームページなどにより、積極的な情報提供を行っている。

基準９−３−２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

大学院要覧、ホームページ、パンフレット、シラバスなどにより、毎年度公表している。

【項目９−４　情報の保管】

基準９−４−１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

心理臨床学専攻自己点検・評価委員会において情報の収集、管理が適宜行われるとともに、「学校法人関西大学文書取扱規程」に基づき、所管部署において保管されている。

（５）改善が望ましい点

特になし。

（６）要望事項

特になし。

第 10 章　施設、設備及び図書館等

（１）評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

（２）優れた点

心理検査用具やマニュアルの学生への貸出が、事務局窓口で管理されており、学生にとっての利便性が確保されている。

（３）第 10 章全体の状況

施設、設備及び図書館については、十分なものが備えられている。心理臨床カウンセリングルームの施設については、さらなる拡充が望まれる。

（４）根拠理由

【項目１０−１　施設の整備】

基準１０−１−１ 評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。

教室、演習室については、十分な施設が備えられている。自習室は、一人に一つの座席が十分に確保できるだけの座席数を備えており、24 時間使用可能である点は優れている。図書館は、本専攻専用とはなっていないが、管理には参画しているし、十分な資料が備わっている。教員室も、授業などの準備や研究に十分なものが備わっている。事務室は、事務職員の執務だけでなく、学生窓口としても十分な機能を果たしている。

一方、実習施設である心理臨床カウンセリングルームの面接室やプレイルームの数が足りず、相談員の控室などが手狭であるが、改善する方向での検討がなされている。

【項目１０−２　設備及び機器の整備】

基準１０−２−１ 各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。

必要な機器や心理検査用具は、十分整っている。管理や貸出も、事務室の窓口で随時行われており、学生が使いやすいように配慮された体制になっている。

【項目１０−３　図書館の整備】

基準１０−３−１ 　専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。

図書館は、総合図書館のみとなっている。職員の配置は適切であり、備えられた資料も十分で、教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況である。

心理臨床関連の書籍、学術誌などは、自習室や心理臨床カウンセリングルームの書棚などに分散して置かれている。

（５）改善が望ましい点

①関西大学心理臨床センターの設置計画があるとのことだが、その計画の進行にともなって、心理臨床に関する実習設備の充実が望まれる。

（６）要望事項

①自習室などに置かれている学術誌などの管理運営の方法については、一層の工夫がなされたい。

Ⅲ　資　料

1　関西大学大学院の現況及び特徴

2　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱

3　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則

4　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程

5　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程

6　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程

7　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程

8　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則

（資料１）　関西大学大学院の現況及び特徴

Ⅰ　評価対象大学院の現況及び特徴

１　現況

（１）名称　　関西大学大学院　心理学研究科　心理臨床学専攻（専門職学位課程）

（２）所在地　　〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番３５号

（３）開設年月　2009 年４月

（４）教員数（2013 年５月１日現在）

教授　８名　　准教授　１名　　専任講師　０名

助教　０名　　その他　０名

（５）学生数（2013 年５月１日現在）

収容定員　60 名

在籍者数　66 名（１年次 34 名　２年次 32 名）

２　特徴

青少年の殺傷事件や若者の引きこもり、14 年連続で年間３万人を超える自殺者、11 万人を超える不登校児童・生徒、定職に就こうとしないフリーターやニートの増加、未曾有の大災害による心的外傷後ストレス症候群などは、現代日本を象徴する現象である。このような現状に際して、臨床心理士（公益法人日本臨床心理士資格認定協会）や公務員心理職等の臨床心理専門職業人の社会的役割はますます重要になり、その業務も多岐にわたり、領域ごとに特化した専門的援助を行わねばならない場面が増えている。医療現場では高度な実務能力を必要とする難治ケースを担当したり、教育現場ではスクールカウンセラーが包括的な地域支援を担ったりすることもあり、領域に応じた臨床心理の高度な専門性を発揮する必要性が一層高まっている。

本大学院では 1998 年に指定大学院の認可を受けた社会学研究科博士課程前期課程社会心理学専攻臨床心理学専修において臨床心理士の養成を行ってきた。しかし前期課程の本来の目的は研究者の養成であり、臨床心理士養成のための実務教育の時間を増やすには限界があり、学生の過重負担の問題も懸念された。養成課程のあり方を改善し、臨床心理専門職業人としてより高度な専門性を確立するためには、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと（専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項）」を目的とする専門職大学院の設置が必要不可欠であった。

このような現状を鑑みて、2008 年に文部科学省に対して、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）の設置申請を行い、同年 10 月末の設置認可を経て、2009 年４月に、我が国で第５番目となる関西大学臨床心理専門職大学院を開設した。これにより、臨床心理実務に関する専門知識や技能水準の飛躍的な向上だけでなく、臨床心理専門職業人としての優れた人格の涵養、及び支援領域に特化した技能の習得が可能となった。

これは、専門職大学院設置基準第２条で定める目的「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」、並びに学校教育法第 83 条「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」に合致するものである。

開学の理念は「心理アセスメント、心理療法及び地域援助に関する科学性を重視した技能と、実践から得られる熟練した技能を習得するために、サイエンスとアートの調和を図りながら学理と実践の両面から専門教育を行うこと」である。すなわち臨床心理専門職業人は、科学的に有効性の実証された専門的知識・技能を基礎として、経験から培われる実践知を統合することによって臨床心理の専門性を十分に発揮できると考えられる。この理念に基づき、本学では臨床心理の高度な専門知識と技能の習得、並びに高邁な人格の形成という三つの柱を念頭に教育を展開し、さらに学生の将来の進路や職域の急速な拡大に応じて、その領域で特に必要となる知識や技能の強化を図るカリキュラム、すなわちコース制を取り入れた教育課程を編成している。これにより臨床心理の高度な専門知識、技能、高邁な人格を兼ね備えるだけでなく、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の領域で、臨床心理の専門性を遺憾なく発揮できる人材の養成に取り組んでいる。

Ⅱ　専門職大学院の目的

深刻化する心の問題に対して、臨床心理学的支援を効果的に行うためには、科学的に有効性の実証された専門技能を基盤としつつ、臨床経験から得られる実践知あるいは熟練した技能が必要となる。換言すると、前者は臨床心理学におけるサイエンスの領域であり、後者はアートの領域である。臨床心理専門職業人は、この両面をバランスよく学習してこそ、専門性を遺憾なく発揮できる。この観点から、本専攻では学理と実務の調和に配慮しつつ、講義、演習、実習をバランスよく配置し、また学生の将来の進路や職域の拡大に対応するために教育課程にコース制を取り入れ、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の領域に強い臨床心理専門職業人の養成を目的としている。コース制を導入した背景には、臨床心理専門職業人の活動領域の急速な拡大と業務の細分化があり、求められる知識や技能も領域ごとに異なってきている。例えば、スクールカウンセラーとして採用されている多くの臨床心理専門職業人は、教育実習などの体験に乏しく、教育方法や学校運営・管理に関する教育もあまり受けていないために、学校現場で臨床心理の専門性を十分に発揮していないとの指摘がある。スクールカウンセラーとして、学校現場でより効果的な支援を行うためには、教育技術、学校運営並びに進路指導などに関する周辺領域の知識と技能が必要となろう。同様に、産業領域ではキャリア・ガイダンスや職場のメンタルヘルスなどに関する知識が不可欠であり、医療･福祉の領域では、基礎医学、薬理学や衛生行政法規などの知識が必須である。大学院の２年間に教育、医療、産業などすべての領域の知識や技能を網羅的に学習するのが理想であるが、これは時間的にもきわめて難しく、学生の過重負担につながりかねない。これを回避するために、１年次では全員が臨床心理の基本となる科目を履修しつつも、２年次からは学生の将来の進路に応じて、必要となる領域の科目を重点的に履修できるように、学生をコースに分属して教育を行っている。コー

スは「学校・教育」「医療・福祉」「産業・キャリア」の三つで、これにより「学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」の三つのタイプの人材養成を志向している。

（１）学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　カウンセリングに関する広範な技能に加えて、教育技術、心理的成長、適応指導、自己実現、学校の危機管理等の素養を有する、教育や被害者支援領域に秀逸な臨床心理専門職業人
（２）医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　心理アセスメント及び心理療法に関する広範な技能に加えて、医学的知識、医療関連法規などに関する素養を有する、医療・福祉領域に堪能な臨床心理専門職業人
（３）産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　産業心理臨床、若年就労支援、キャリア・カウンセリングなどの素養を有する、産業・キャリア領域に強い臨床心理専門職業人

　なお本学のコース制による教育課程は、前述の通り、臨床心理専門職業人の職域の急速な拡大や、学生の将来の進路における多様な要望に配慮したものである。活動が特定の領域に制限されるような偏った人材の養成を目的にしたものではない。コース間に重複する科目を配置することによってコース間の垣根をあえて低くし臨床心理業務の汎用性にも配慮している。コース制は学生自身が修了後の進路を視野に入れて、特定の領域の技能を強化するとともに、２年間、目的意識を明確にして学ぶことをも意図した教育システムである。

（資料２）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
評価基準要綱

目　　次

Ⅰ　総則

１　評価の目的 …… 40

２　評価項目及び評価基準の性質及び機能 …… 41

３　適格認定の要件等 …… 43

Ⅱ　評価項目及び評価基準

第１章　教育目的 …… 44

１－１　教育目的

第２章　教育課程 …… 46

２－１　教育内容

２－２　授業を行う学生数

２－３　授業の方法

２－４　履修科目登録単位数の上限

第３章　臨床心理実習 …… 52

３－１　学内実習施設

３－２　学内臨床心理実習

３－３　学外実習施設

３－４　学外臨床心理実習

第４章　学生の支援体制 …… 56

４－１　学習支援

４－２　生活支援等

４－３　障害のある学生に対する支援

４－４　職業支援（キャリア支援）

第５章　成績評価及び修了認定 …… 61

５－１　成績評価

５－２　修了認定

第６章　教育内容及び方法の改善措置 …… 64

６－１　教育内容及び方法の改善措置

第７章　入学者選抜等 …… 66

７－１　入学者受入

７－２　収容定員と在籍者数

第８章　教員組織 …… 69
８－１　教員の資格と評価
８－２　専任教員の担当授業科目の比率
８－３　教員の教育研究環境
第９章　管理運営等 …… 73
９－１　管理運営の独自性
９－２　自己点検評価
９－３　情報の公示
９－４　情報の保管
第１０章　施設、設備及び図書館等 …… 77
１０－１　施設の整備
１０－２　設備及び機器の整備
１０－３　図書館の整備

Ⅲ　認証評価の組織と方法等

１　認証評価の組織 …… 80
２　認証評価の方法等 …… 81
３　認証評価の保留 …… 82
４　認証評価の時期 …… 83
５　教育課程又は教員組織の変更への対応 …… 84
６　情報公開 …… 85
７　評価項目・評価基準の改訂等 …… 86
８　認証評価手数料 …… 87

Ⅰ　総則

１　評価の目的

１−１

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）が、大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

（１）専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

（２）専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。

（３）専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

２　評価項目及び評価基準の性質及び機能

２−１
　評価項目及び評価基準は、学校教育法第１１０条第２項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

２−２
　評価項目及び評価基準は、専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）に規定される設置基準等を踏まえて、協会が、評価対象の専門職大学院（以下、「評価対象大学院」という）の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という）をする際に、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

２−３
　各評価項目の評価基準はその内容により、次の２つに分類される。

（１）各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの（レベル１）。

例　「・・・であること。」「・・・されていること。」　等

（２）各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの（レベル２）。

例　「・・・に努めていること。」　等

２−４
　解釈指針は、各評価項目の評価基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

２−５
　２−４における「評価項目の評価基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の３つに分類される。

（１）各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例　「・・・であること。」「・・・されていること。」　等

（２）各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例　「・・・に努めていること。」　等

（３）各専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例　「・・・が望ましい。」　等

３　適格認定の要件等

３－１

評価対象大学院は、評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。協会から適格認定を受けた専門職大学院を協会認定臨床心理分野専門職大学院という。

３－２

評価基準に適合していると認められるためには、評価項目のレベル１の評価基準はすべて満たされていなければならない。かつ、レベル２の評価基準の７割以上が満たされていなければならない。

３－３

評価項目のレベル１の評価基準を満たすためには、２－５－（１）に分類される解釈指針がすべて満たされていなければならない。

３－４

協会認定臨床心理分野専門職大学院は、認証評価のための評価項目で定められた評価基準を継続して充足するだけでなく、臨床心理士養成の基本理念や当該専門職大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ　評価項目及び評価基準

第１章　教育目的

項目１－１　教育目的

基準１－１－１
　教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。

解釈指針１－１－１－１
　目的が、専門職大学院設置基準第２条で定める目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）に沿っていること。

解釈指針１－１－１－２
　目的が、学校教育法第８３条（学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる）に沿っていること。

基準１－１－２
　教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。

解釈指針１－１－２－１
　目的が、大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されていること。

解釈指針１－１－２－２
　目的が、社会に広く公表されていること。

基準１－１－３
　目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。

解釈指針１－１－３－１
　学生の学業成績、修了の状況、修了者の臨床心理士資格試験の合格者数（合格率８０％以下が２年間連続しないこと）等から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針１－１－３－２
　修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。
解釈指針１－１－３－３
　授業評価、学生からの意見聴取等の結果から判断して、教育の成果や効果が上がって

いること。

解釈指針１－１－３－４
　学外実習先の関係者、修了生、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

第２章　教育課程

項目２－１　教育内容

基準２－１－１

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。

解釈指針２－１－１－１

教育課程は、臨床心理士養成のための教育機関としての専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が体系的に行われるよう編成されていること。

基準２－１－２

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。

（１）臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

（２）臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

（３）臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

解釈指針２－１－２－１

臨床心理学基本科目は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理について、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容であること。

解釈指針２－１－２－２

臨床心理展開科目は、実務の経験を有する教員による基本的な臨床心理領域（医療・保健、福祉、教育の領域など）での実務的なことを学ぶ内容であること。また、事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容であること。

解釈指針２−１−２−３
　臨床心理応用・隣接科目は、種々の臨床心理の領域について広く深く学ぶ内容であること。また、多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ内容であること。さらに臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ内容であること。

基準２−１−３
　基準２−１−２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

解釈指針２−１−３−１
　基準２−１−２（１）に定める臨床心理学基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。
（１）臨床心理学原論（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理の概要等を含むこと。）
４単位
（２）臨床心理査定（臨床心理査定の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）
６単位
（３）臨床心理面接（臨床心理面接の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）
６単位

解釈指針２−１−３−２
　基準２−１−２（２）に定める臨床心理展開科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。
（１）臨床心理地域援助（基本的な臨床心理領域での実務的なこと学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。）
１０単位
（２）臨床心理事例研究（事例研究論文の作成について学ぶ科目をいう。）
８単位

解釈指針２−１−３−３
　基準２−１−２（３）に定める臨床心理応用・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち１０単位以上が選択必修又は選択とされていること。

項目２−２　授業を行う学生数

基準２−２−１

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

解釈指針２−２−１−１

すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、原則として３０名を上限とし、学生に対して授業が行われていること（なお、適切な授業方法については解釈指針３−２−１−３を参照）。

解釈指針２−２−１−２

基準２−２−１にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

（１）当該授業科目を再履修している者。

（２）当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という）及び科目等履修生。

解釈指針２−２−１−３

他専攻等の学生又は科目等履修生による授業科目（必修科目を除く）の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

項目２－３　授業の方法

基準２－３－１
　授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。

（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針２－３－１－１
　「専門的な臨床心理学の知識」とは、当該授業科目において特定の分野に偏ることなく臨床心理士として必要と考えられる水準及び範囲の臨床心理学の知識をいう。

解釈指針２－３－１－２
　「具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針２－３－１－３
　「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、ロールプレイ、現場体験、事例研究その他の方法をいう。

解釈指針２－３－１－４
　臨床心理展開科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

（１）学外実習においては、オリエンテーションを徹底的に行い、参加学生による実習先での関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務遵守等に関する適切な指導監督が行われていること。

（２）学外実習においては、教員が、実習先の実務指導者と連絡・連携して実習学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。

（３）学外実習においては、実習先への移動時間や移動にともなう負担等について、学生の学習支援及び学生間の公平性の観点から適切な配慮がなされていること。

解釈指針２－３－１－５

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
（２）関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
（３）予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
（４）授業時間外の自習が可能となるよう、第１０章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針２－３－１－６

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

項目２−４　履修科目登録単位数の上限

基準２−４−１

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として３８単位が上限とされていること（レベル１）。

第３章　臨床心理実習

項目３－１　学内実習施設

基準３－１－１
　学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。

解釈指針３－１－１－１
　面接室は、個別面接室、集団面接室などを設け、適度な広さで、落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない部屋であること。

解釈指針３－１－１－２
　遊戯療法室は、適度な広さがあり、いろいろな遊具が揃えられていて、怪我をしないように安全面の配慮がなされている部屋であること。

解釈指針３－１－１－３
　事務室は、実習の遂行がスムーズに行われるのをサポートするような設備、備品、書類などを整え、事務員が常駐している独立した部屋であること。

解釈指針３－１－１－４
　その他の施設として、受付、相談員室、待合室、面接記録を安全に保存するための面接記録保管室などが設けられていること。

解釈指針３－１－１－５
　学内実習施設は、関係者以外は立ち入りを制限しており、バリアフリーであること。

解釈指針３－１－１－６
　面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応について関係者に周知がなされていること。

項目３－２　学内臨床心理実習

基準３－２－１
　学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

解釈指針３－２－１－１
　「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのための時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針３－２－１－２
　「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理(クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等)について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針３－２－１－３
　「学生のケース担当」については、クライエントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、十分なケース数及び時間数を確保すること。また、教員が陪席するなど、責任をもって指導すること。

解釈指針３－２－１－４
　「ケースカンファレンス」については、その学習効果をあげるために、学生数は概ね２０名以内で行われていること。

解釈指針３－２－１－５
　「スーパーヴィジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパーヴィジョンが行われていること。

解釈指針３－２－１－６
　学内実習施設がその機能を十分に果たすために、在籍学生が３ケース以上持つことができるように努めること。

項目３−３　学外実習施設

基準３−３−１
　学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。

解釈指針３−３−１−１
　医療・保健領域の学外実習施設とは、病院（総合、精神科、心療内科、小児科等）、精神保健福祉センター等である。

解釈指針３−３−１−２
　教育領域の学外実習施設とは、教育センター、小学校、中学校、高等学校等である。

解釈指針３−３−１−３
　福祉領域の学外実習施設とは、児童相談所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等である。

解釈指針３−３−１−４
　学外実習施設としては、臨床心理士が勤務している施設を確保すること。

項目３−４　学外臨床心理実習

基準３−４−１

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

解釈指針３−４−１−１

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのための時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針３−４−１−２

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理(クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等)について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針３−４−１−３

「指導体制」については、大学教員による事前指導、実習中の指導、事後指導等、及び学外実習先の実習指導者による指導が適切に行われていること。

第４章　学生の支援体制

項目４－１　学習支援

基準４－１－１
　学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。

解釈指針４－１－１－１
　入学者に対して、教育のガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針４－１－１－２
　履修指導においては、評価対象大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして、適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針４－１－１－３
　臨床心理実習などにおいて、学生が体験するさまざまなストレスや倫理上の諸問題について、教員がそれを聴取し指導・助言できる体制がとられていること。

基準４－１－２
　目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。

解釈指針４－１－２－１
　オフィスアワー等を設定している場合は、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針４－１－２－２
　学習相談、指導・助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

基準４－１－３
　各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

解釈指針４－１－３－１
　「教育補助者」にはティーチング・アシスタント（ＴＡ）等が含まれる。

基準４－１－４
　多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対

策が講じられていること（レベル１）。

解釈指針４－１－４－１
　多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うため、個別履修指導、オフィスアワーでの指導、学部の心理学関連の授業の履修、ティーチング・アシスタントの配置等の特別な配慮が行われていること。

項目４－２　生活支援等

基準４－２－１

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

解釈指針４－２－１－１

評価対象大学院は、多様な措置（奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針４－２－１－２

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健管理センター、学生相談室等を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

項目４−３　障害のある学生に対する支援

基準４−３−１

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。

解釈指針４−３−１−１

身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応に努めていること。

解釈指針４−３−１−２

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針４−３−１−３

身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

項目４−４　職業支援（キャリア支援）

基準４−４−１

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。

解釈指針４−４−１−１

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

解釈指針４−４−１−２

学生の就職状況や就職先について、修了後も継続して情報収集にあたり、必要に応じて卒業生を支援するための仕組みを整えるように努めていること。

解釈指針４−４−１−３

教員やキャリア支援担当事務員が学生の就職先や修了生と連絡・連携を密にするように努めていること。

第５章　成績評価及び修了認定

項目５－１　成績評価

基準５－１－１

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。

（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針５－１－１－１

基準５－１－１（１）における成績評価の基準として、授業科目の性質上差し支えがある場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要件（出席状況、授業態度、レポート等）があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針５－１－１－２

基準５－１－１（２）における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

（２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

（３）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針５－１－１－３

基準５－１－１（３）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針５－１－１－４

基準５－１－１（４）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験

することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

基準５－１－２

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。

項目５−２　修了認定

基準５−２−１
　専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、４４単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、２０単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて２０単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア	臨床心理学基本科目	１６単位
イ	臨床心理展開科目	１８単位
ウ	臨床心理応用・隣接科目	１０単位

（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

第６章　教育内容及び方法の改善措置

項目６－１　教育内容及び方法の改善措置

基準６－１－１

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。

解釈指針６－１－１－１

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいう。

解釈指針６－１－１－２

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が設置されていることをいう。

解釈指針６－１－１－３

「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

（２）教育方法や職業倫理等に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓発的方法。

（３）外国の大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

（４）臨床心理士としての臨床的力量の評価方法に関する研究。

基準６－１－２

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。

解釈指針６－１－２－１

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれに確保されているよう、評価対象大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

基準６－１－３

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを

有効に活用すること（レベル１）。

解釈指針６－１－３－１
　毎学期、学生による授業評価を実施し、その結果を公開するとともに、その結果について教員間で共有・協議し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に生かすこと。

第７章　入学者選抜等

項目７－１　入学者受入

基準７－１－１
　公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。

解釈指針７－１－１－１
　入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針７－１－１－２
　入学志願者に対して、理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準９－３－２に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。

基準７－１－２
　入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。

基準７－１－３
　入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。

解釈指針７－１－３－１
　入学者選抜において、評価対象大学院を設置している大学の主として臨床心理を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと、入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

基準７－１－４
　入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

解釈指針７－１－４－１
　入学者選抜に当たっては、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針７－１－４－２
　入学者選抜に当たっては、学生の質を確保するために、厳正な筆記試験、面接試験等を実施し、総合的に判断を行うこと。

基準７－１－５
　入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

解釈指針７－１－５－１
　社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。

項目７－２　収容定員と在籍者数

基準７－２－１

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

解釈指針７－２－１－１

基準７－２－１に規定する「収容定員」とは、入学定員の２倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、留年者及び休学者を含む。

解釈指針７－２－１－２

在籍者数が収容定員を上回った場合は、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。３年間連続して収容定員が１１０％をオーバーする状態がないようにすること。

基準７－２－２

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

解釈指針７－２－２－１

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。３年間連続して入学定員の９０％を下回る状態がないようにすること。

第８章　教員組織

項目８－１　教員の資格と評価

基準８－１－１
　研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。

解釈指針８－１－１－１
　教育上必要な教員を置くにあたっては、年齢構成、専門分野のバランスが取れるようにするとともに、教育の質を保つために教授の数を１／２以上とすること。

解釈指針８－１－１－２
　臨床心理分野の科目（隣接科目を除く）を担当する教員は、臨床心理士であること。

基準８－１－２
　基準８－１－１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。
（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針８－１－２－１
　教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する臨床心理学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

解釈指針８－１－２－２
　基準８－１－２に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動についても自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。

解釈指針８－１－２－３
　基準８－１－２に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第９条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針８－１－２－４
　基準８－１－２に規定する専任教員は、平成２５年度までの間、解釈指針８－１－２－３

の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。但し、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準８−１−２に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

解釈指針８−１−２−５

実務家教員の採用にあたっては、実務領域の多様性の確保に配慮し、臨床心理実務の経験を重視すること。

項目８－２　専任教員の担当授業科目の比率

基準８－２－１
　教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

解釈指針８－２－１－１
　基準８－２－１に掲げる授業科目の概ね９割以上が、専任教員によって担当されていること。

項目８－３　教員の教育研究環境

基準８－３－１
　教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

解釈指針８－３－１－１
　各専任教員の授業負担は、高い教育の質を保つために、研究科及び学部等を通じて、多くとも年間２６単位以下とし、２０単位以下にとどめられていることが望ましい。

基準８－３－２
　専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

基準８－３－３
　専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

基準８－３－４
　専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

解釈指針８－３－４－１
　職員とは、助手、専門職員等のことである。

第９章　管理運営等

項目９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
　教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。

解釈指針９－１－１－１
　評価対象大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「大学院の運営に関する会議」という）が置かれていること。

解釈指針９－１－１－２
　教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

基準９－１－２
　管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。

解釈指針９－１－２－１
　管理運営のための事務体制及び職員の配置は、評価対象大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

基準９－１－３
　教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。

解釈指針９－１－３－１
　評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針９－１－３－２
　評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院において生じる収入又は評価対象大学院の運営のために提供された資金等について、評価対象大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

項目９－２　自己点検評価

基準９－２－１
　教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

基準９－２－２
　自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

解釈指針９－２－２－１
　教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。

基準９－２－３
　自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。

解釈指針９－２－３－１
　自己点検評価においては、評価対象大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等について示されていることが望ましい。

基準９－２－４
　自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

解釈指針９－２－４－１
　自己点検評価に対する検証を行う者については、臨床心理実務に従事し、専門職大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を中心とすること。

項目９－３　情報の公示

基準９－３－１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

基準９－３－２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

解釈指針９－３－２－１
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。
（１）教育目的
（２）教育上の基本組織及び教員組織
（３）入学者選抜、収容定員及び在籍者数
（４）教育内容及び教育方法
（５）学内及び学外実習施設における実習
（６）学生の支援体制
（７）成績評価及び修了認定
（８）教育内容及び教育方法の改善措置
（９）修了者の臨床心理士資格試験の合格状況
（１０）修了者の進路及び活動状況

項目９−４　情報の保管

基準９−４−１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

解釈指針９−４−１−１
　「認証評価の基礎となる情報」には、基準９−２−１に規定する自己点検評価に関する文書並びに基準９−３−２に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針９−４−１−２
　自己点検評価及び認証評価に用いた情報並びにその原資料については、評価を受けた年から５年間を保管期間として、適切に保管されていること。

解釈指針９−４−１−３
　「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、該当する情報及び原資料を、現状のまま何ら改変を加えず、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第１０章　施設、設備及び図書館等

項目１０−１　施設の整備

基準１０−１−１
　評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。

解釈指針１０−１−１−１
　教室、演習室及び実習室は、評価対象大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針１０−１−１−２
　教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること。非常勤職員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保すること。

解釈指針１０−１−１−３
　教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。

解釈指針１０−１−１−４
　すべての事務職員が十分かつ適切に職務と行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

解釈指針１０−１−１−５
　学生の自習室については、学生が基準１０−３−１で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。
　自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針１０−１−１−６
　図書館等を含む各施設は、評価対象大学院の専用であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

項目１０−２　設備及び機器の整備

基準１０−２−１

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。

解釈指針１０−２−１−１

基準１０−２−１でいう「設備及び機器」とは以下のようなものである。

（１）設備：情報機器室、自習室、資料室等

（２）情報機器：文書作成用ＰＣ、統計処理用ＰＣ及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用ＰＣ、プリンタ、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクタ、スクリーン、録音・録画機器等

（３）情報管理用設備・機器：書類保管庫、シュレッダー等

（４）心理検査・用具：知能検査、発達検査、深層心理検査（ロールシャッハ・テスト、TAT 等)、質問紙検査（MMPI 等)、箱庭療法用具等

項目１０−３　図書館の整備

基準１０−３−１
　専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。

解釈指針１０−３−１−１
　図書館は、評価対象大学院の専用（分室等）であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針１０−３−１−２
　図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針１０−３−１−３
　図書館の職員は、司書の資格あるいは臨床心理情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針１０−３−１−４
　図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針１０−３−１−５
　図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針１０−３−１−６
　図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針１０−３−１−７
　図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

解釈指針１０−３−１−８
　図書館には、臨床事例研究が掲載された専門家向けの学術雑誌など、関係者のプライバシー保護の観点からみて一般利用者に無条件に公開することになじまない図書や資料を適切に管理するために必要な設備と体制が整えられていること。

Ⅲ　認証評価の組織と方法等

１　認証評価の組織

１－１
　協会は、次の評価組織により専門職大学院の評価を実施する。

（１）認証評価委員会
　専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される認証評価委員会は、協会が実施する専門職大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

　　ア　評価項目及び基準その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

　　イ　認証評価報告書の作成

（２）判定委員会及び判定評価チーム

　認証評価委員会の下に判定委員会を置き、判定委員会の下に、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。
　判定評価チームは、評価対象大学院の書類審査及び訪問調査を実施し、認証評価報告書（一次案）を作成する。この認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付し、評価対象大学院の意見を踏まえた字句修正等を行った上で認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。これと関連資料をもとにして、判定委員会は認証評価報告書（案）を作成し、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会が認証評価報告書を決定する。

１－２
　認証評価委員会、判定委員会の委員は、自己の関係する大学に関する事業については、その議事の議決に加わることはできないこととする。
　評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、判定評価チームの構成員に選任しないこととする。

１－３
　協会は、協会が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断に基づく信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施する。

２　認証評価の方法等

２－１
　認証評価の手順は次のとおりとする。

（１）評価対象大学院の自己点検評価報告書等を踏まえ、協会の評価項目・評価基準に基づいて、教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。

（２）（１）の結果に基づき、認証評価基準に適合しているか否かの認定をする。

（３）認証評価基準に基づいて、臨床心理士養成の基本理念及び評価対象大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

２－２
　認証評価は、書類審査及び訪問調査により実施する。
　書類審査は、評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書の分析等により実施される。
　訪問調査は、判定評価チーム構成員が評価対象大学院を訪問し、現地での視察、関係者からの聴取等により確認が必要な内容等を中心に調査を実施する。

２－３
　判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）は評価対象大学院に送付し、その内容等に対する意見を申し立てる機会を設ける。
　認証評価報告書の確定及び公表後、その内容について評価対象大学院が異議を申し立てる機会を設ける。
　異議の申し立てがあった場合は、申し立て審査委員会が審査を行い、その報告を受けて認証評価委員会が異議申し立ての当否を判断する。

２－４
　協会は、認証評価結果を認証評価報告書としてまとめ、評価対象大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、刊行物及び協会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。
　認証評価結果公表の際には、評価の透明性を確保するため、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書（別添で提出された資料・データ等を除く。）を協会のウェブサイトに掲載する。

３　認証評価の保留

３－１

認証評価委員会は、少数の評価項目において評価基準に達していないものの、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、その実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価を保留とする。

３－２

評価が保留された場合、評価対象大学院は最長２年間の保留期間満了までに、すみやかに当該項目の改善努力と成果に関する改善報告書を提出しなくてはならない。

保留期間満了までに改善報告書が提出された場合、判定委員会は改善報告書の審査及び認証評価手続の再開を判定評価チームに指示する。

４　認証評価の時期

４－１

協会は、毎年度１回、別に定める様式に従い提出された認証評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて認証評価を実施する。

なお、協会は、認証評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施する。

４－２

専門職大学院は、開設後５年以内に初回の評価を受け、以降は５年以内ごとに次の評価を受けるものとする。

４－３

認証評価保留期間後に認証評価を受けた評価対象大学院に関する次回の評価時期は、保留期間終了時ではなく、当初の認証評価申請時に予定されていた正規の認証評価時期から起算するものとする。

５　教育課程又は教員組織の変更への対応

５－１

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、基準９－３－２に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、年次報告書として、次回の評価までの間、毎年度、協会へ提出するものとする。

なお、協会は、年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

５－２

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更についてすみやかに協会に届け出るものとする。

５－３

協会は、協会認定臨床心理分野専門職大学院の教育課程又は教員組織の変更の届け出があった場合は、その内容について審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価項目の全部もしくは一部について再評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該大学院を置く大学に通知し、再評価を実施する。

また、再評価の実施にかかわらず、協会は当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じることとする。

６　情報公開

６－１

協会は、認証評価の評価項目及び評価基準、評価方法、認証評価の実施体制等の学校教育法施行規則第７１条の第５項に規定する事項を公表するとともに、その他、認証評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により情報公開に努めるものとする。

７　評価項目・評価基準の改訂等

７－１

協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価項目・評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価項目・評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価委員会で審議し決定する。

なお、認証評価の評価項目・評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、専門職大学院の理解や自己点検評価の便宜等に配慮するものとする。

８　認証評価手数料

８－１
　認証評価を申請した大学院は、別に定める認証評価手数料を納付しなければならない。

８－２
　認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の場合の手数料は、別に定めるところによる。

（資料３）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
認証評価に関わる手続規則

制定：平成 20 年　9 月 12 日
改正：平成 21 年　3 月 21 日
改正：平成 21 年 12 月 13 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

（目的）

第１条　本規則は「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程」及び同規程の細則、並びに「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程」に基づき、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）による臨床心理分野の大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）の認証評価事業を公平かつ円滑に実施するため、認証評価の手続に関わる必要な事項を定めるものである。

（認証評価の着手）

第２条　協会の認証評価を受けようとする専門職大学院は、原則として認証評価を受ける前年度の９月末日までに認証評価を申請するものとする。

（認証評価のプロセス）

第３条　協会の認証評価は、以下のプロセスにより行う。

①　評価実施スケジュールの決定

協会と評価対象の専門職大学院（以下「評価対象大学院」という）は、評価対象大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて協議し、双方の合意に基づいて日程を定める。

②　研修会の開催

判定委員会は、評価対象大学院と判定委員、判定評価チーム委員を対象に認証評価実施に関する研修会を実施する。

③　判定評価チーム委員の選任

認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会が選任する。

④　自己点検評価報告書及び関連資料の提出

評価対象大学院は、自己点検評価報告書及び認証評価のために必要とされる関連資料を作成し、評価実施年度の６月末日までに協会に提

出しなければならない。

⑤　書類審査と事前確認事項一覧表の送付

判定評価チームは、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析・検討を行い、評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめ、事前確認事項一覧表を作成して評価対象大学院に送付する。

⑥　事前確認事項一覧表への回答書の提出

評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や質問への回答を記載した事前確認事項回答書を、協会を通して判定評価チームに提出する。

⑦　判定評価チームによる訪問調査

上記書類審査終了後、判定評価チームによる訪問調査（１日ないし２日間）を行う。

⑧　認証評価報告書（一次案）の作成

判定評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書（一次案）を作成する。

⑨　評価対象大学院への認証評価報告書（一次案）の送付と意見申し立ての機会提供

判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付する。評価対象大学院は認証評価報告書（一次案）に対して意見がある場合、認証評価報告書（一次案）受領後 30 日以内に協会に書面で提出することができる。

判定評価チームは評価対象大学院の意見を参考にして、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。

⑩　認証評価報告書の作成

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、自己点検評価報告書、及び関連諸資料を総括し、認証評価報告書（案）を作成する。この認証評価報告書（案）を基に、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会において認証評価報告書を決定する。

認証評価報告書には、まず認証評価結果としての「適合している」「適合していない」「保留」を記載するとともに、その根拠を含め、評価基準に則した具体的な分析内容を記述し、全体評価を総括する。

さらに、評価基準の 10 章それぞれについて、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。

⑪　認証評価の保留

認証評価委員会は、少数の評価項目において評価基準に達していないものの、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価を保留とすることができる。

評価が保留された場合、評価対象大学院は最長２年間の保留期間満了までに、すみやかに当該項目の改善努力と成果に関する改善報告書を提出しなくてはならない。

保留期間満了までに改善報告書が提出された場合、判定委員会は改善報告書の審査及び認証評価手続の再開を判定評価チームに指示する。

（認証評価報告書の送付及び公表）

第４条　協会は、認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

①　協会は、認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。

②　協会は、認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。

③　協会は、認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

（異議申し立て手続）

第５条　評価対象大学院は認証評価報告書受領後 14 日以内に、協会に対して異議申し立てを行うことができる。

２　前項の異議申し立ては、異議事由を記載した書面を協会に送付することによって行う。

３　異議事由は、以下の各号記載のものとする。

①　総合評価の不適格について

②　分野別評価の不適格について

③　分野別評価の多段階評価について

④　個別の評価基準に対する不適格について

⑤　評価結果に影響を及ぼす評価実施上の事由について

⑥　評価結果に影響を及ぼす評価の前提たる事実認定について

（申し立て審査委員会による異議申し立ての審査）

第６条　申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てを審査し、審査結果報告書を認証評価委員会へ提出する。

２　審査結果報告書には、審査の結論及び理由を記載する。

３　申し立て審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは判定評価チームに対して再調査を命ずることができる。

４　申し立て審査委員会は、必要に応じ、評価対象大学院、判定評価チームの代表者等からの意見聴取を行うことができる。

（認証評価委員会による異議申し立ての審理）

第７条　認証評価委員会は、申し立て審査委員会の作成した審査結果報告書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象大学院の異議申し立ての当否を判断する。

①　異議を不相当として却下する。
②　異議を相当として、認証評価委員会で認証評価報告書を修正する。
③　異議を相当として、判定委員会・判定評価チームに再評価を命じる。

2　前項３号の再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。

3　認証評価委員会は、必要と認めた場合には、申し立て審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

（判定委員会・判定評価チームによる修正評価報告書の作成と認証評価委員会による審理）

第８条　判定委員会・判定評価チームは、認証評価委員会の再評価命令がなされた場合には、再評価を行い、修正評価報告書を作成する。

2　判定委員会・判定評価チームは、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。

3　修正評価報告書の内容は、認証評価委員会の再評価命令の内容に拘束される。

4　認証評価委員会は、判定委員会・判定評価チームの作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
①　修正評価報告書が適当であるとして承認する。
②　修正評価報告書を修正する。

5　認証評価委員会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば申し立て審査委員会、評価対象大学院等からの意見聴取を行うことができる。

（修正認証評価報告書の決定）

第９条　認証評価委員会は、次のいずれかにより、修正認証評価報告書（案）を作成する。
①　認証評価委員会が、認証評価報告書を修正して修正認証評価報告書（案）を作成する。
②　認証評価委員会が、その再評価命令に基づく判定委員会・判定評価チームの修正評価報告書を承認し、又はこれを修正して別途修正認証評価報告書（案）を作成する。

2　修正認証評価報告書（案）には、第７条の異議申し立ての内容を付記する。

3　修正認証評価報告書（案）に基づき、協会理事会の議を経て修正認証評価報告書を決定する。

（修正認証評価報告書の送付及び公表）

第10条　協会は、理事会によって修正認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

① 協会は、修正認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
② 協会は、修正認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
③ 協会は、修正認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

（評価後の変更への対応）

第11条 評価対象大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次回の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を協会に通知しなければならない。

2 協会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した認証評価に当該事項を付記する等の措置を講ずる。この際、協会が、評価項目の全部もしくは一部について再評価の必要があると判断した場合には、評価対象大学院を置く大学に通知し、再調査を実施する。

（年次報告書）

第12条 前条第１項に定めるほか、評価対象大学院は、協会の指定した事項に関する年次報告書を本協会に提出しなければならない。

2 年次報告書は毎年５月１日現在の状況について記載し、同年５月末日までに提出するものとする。

（評価の周期）

第13条 評価対象大学院は、開設の日から５年以内に評価を受け、評価後、５年を経過するまでに次回の評価を受けるものとする。

なお、協会が認証評価報告書において期日を定めて評価項目の全部もしくは一部について再評価を受けることを求めた場合には、評価後の経過年数にかかわらず、評価対象大学院は、これに応じなければならない。

2 評価対象大学院は、前項本文にかかわらず、必要に応じて、どの時点においても、評価項目の一部について認証評価の実施を求めることができる。但し、当該項目の認証評価の具体的な実施時期等については、評価対象大学院と協会で協議し、双方の合意の上で日程を定めるものとする。

3 認証評価が保留とされ、保留期間内に再度認証評価を受けた場合の次回の評価時期は、保留期間及び保留後の認証評価時期にかかわらず、当初の認証評価申請時に予定されていた正規の認証評価時期から起算するものとする。

（評価項目及び評価基準の決定と変更）

第14条 協会は、認証評価に関わる評価項目及び評価基準を決定又は、変更する場合には、公正性及び透明性を確保するため、当該項目・基準の検討段階

において事前に原案を公表すると共に、原案を専門職大学院、関係団体へ送付し、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

２　協会は、評価項目及び評価基準を変更したときは、変更後すみやかに専門職大学院及び関連機関に送付して通知する。

３　変更後の評価項目・評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書に係る認証評価に対して適用される。但し、評価対象大学院が同意した場合には、変更後の評価項目・評価基準を、年度を繰り上げて適用することができる。

（認証評価手数料及び納入の時期と方法）

第15条　認証評価の手数料は１回につき 3,000,000 円（消費税を除く）とする。

２　認証評価を申請した大学院は、自己点検評価報告書を提出する時点までに手数料を一括して納入するものとする。

３　納入の方法は協会が指定する銀行口座への振込みとし、振込手数料等の諸費用は申請大学院が負担するものとする。

４　認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の手数料については別に定める。

（公表事項及び変更事項の届出）

第16条　協会は、以下の各号に定める事項を協会のウェブサイトに掲載する等の方法により公表すると共に、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

①　名称及び事務所の所在地
②　役員の氏名
③　評価の対象
④　大学評価基準及び評価方法
⑤　評価の実施体制
⑥　評価の結果の公表の方法
⑦　評価の周期
⑧　評価に係る手数料の額

附　則　本規則は、協会理事会が平成 20 年９月 12 日に制定し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附　則　本規則は、平成 21 年３月 21 日に改正し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附　則　本規則は、平成 21 年 12 月 13 日に改正した。

附　則　本規則は、平成 25 年４月１日に改正した。

（資料４）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
認証評価審査規程

制定：平成 20 年　5 月 10 日
改正：平成 21 年　3 月 21 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）は、本協会定款第３条及び第４条第１項（３）の規定に基づき、この規程を定める。

（目　的）

第１条　この規程は、本協会の目的を達成するための事業の一環として、本協会が学校教育法第 110 条に定める文部科学大臣の認証を受けて、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）における教育研究活動等の評価を行う機関となり、当該認証評価事業に係る審査の公正と、手続の適正な運用を期することを目的とする。

（認証評価委員会）

第２条　前条の目的を達成するために、理事会のもとに、専門職大学院の認証評価事業の基本的事項を審議するための認証評価委員会を置く。

２　認証評価委員会については、別に定める。

（判定委員会）

第３条　認証評価委員会のもとに、認証評価報告書を作成するための判定委員会を置く。

２　判定委員会については、別に定める。

（申し立て審査委員会）

第４条　認証評価に関する判定に対し異議の申し立てがあった場合の審査機関として、認証評価委員会のもとに、申し立て審査委員会を置く。

２　申し立て審査委員会については、別に定める。

（事務の所管）

第５条　認証評価に関する事項の事務については、本協会の事務局が所管する。

（守秘義務）

第６条　本協会の役員、認証評価に関わる各種委員会の構成員及び事務局員は、認証評価事業の遂行により知り得た専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第１条の認証評価事業の実施・公表のために必要があると認められた場合を除く。

（評価手数料等）
第７条　評価に関して専門職大学院から徴収する評価手数料等については、理事会で定める。

（事業報告）
第８条　認証評価委員会は、毎事業年度の始めから２か月以内に、前年度事業に係る活動報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

（事業年度）
第９条　認証評価事業の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（改　正）
第10条　この審査規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附　則　本規程は、平成 20 年５月 10 日より施行する。
　２　初年度の事業年度の開始日は、第９条の規定にかかわらず、施行日からとする。
附　則　本規程は、平成 21 年３月 21 日より施行する。
附　則　本規程は、平成 25 年４月１日より施行する。

（資料５）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
認証評価委員会規程

制定：平成 20 年　5 月 10 日
改正：平成 20 年　9 月 12 日
改正：平成 21 年　1 月 25 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）認証評価審査規程第２条の規定に基づき、認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職　務）

第２条　認証評価委員会は、以下の職務を行う。

（１）評価項目及び評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項
（２）評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項、その他認証評価事業の実施に関する事項
（３）専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業に関する契約の締結
（４）認証評価報告書の審議
（５）判定委員、申し立て審査委員の推薦
（６）認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議申し立てに関する事項
（７）専門職大学院に係る認証評価審査規程、認証評価委員会規程、判定委員会規程及び申し立て審査委員会規程の改正に関する事項
（８）その他、理事会から委託された事項

（構　成）

第３条　認証評価委員会は、10 名の委員をもって構成する。

（認証評価委員の選任）

第４条　認証評価委員は、理事会において選任する。

（任　期）

第５条　認証評価委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員を補うために選任された認証評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役　員）
第６条　認証評価委員会には、委員長１名及び副委員長２名を置く。これらは、認証評価委員の互選により選出し、理事会の承認を得る。
２　認証評価委員長は、認証評価事業を統括し、これを代表する。
３　認証評価委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

（認証評価委員会の開催）
第７条　認証評価委員会は、原則として毎年１回以上開催する。
２　ただし、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に認証評価委員会を開催する。
（１）認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議を審理する必要があるとき
（２）本協会会長又は認証評価委員長が必要と認めたとき
（３）認証評価委員現在数の３分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
３　前項（１）の異議の審理は、専門職大学院認証評価審査規程第４条に定める申し立て審査委員会の異議審査書が認証評価委員会に提出された後に行われる。

（召　集）
第８条　認証評価委員会は、認証評価委員長が召集する。

（議　長）
第９条　認証評価委員会の議長は、認証評価委員長が務めるものとする。

（定足数）
第10条　認証評価委員会は、認証評価委員現在数の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（議　決）
第11条　認証評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価委員の３分の２以上をもって決する。
２　認証評価委員は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加することはできない。

（書面表決）
第12条　やむを得ない理由のため認証評価委員会に出席できない認証評価委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その認証評価委員は出席したものとみなす。

（議事録）
第13条　認証評価委員会の議事については、議事録を作成する。

（認証評価委員会運営細則）
第14条　認証評価委員会は、その運営に関して、認証評価委員会運営細則を別に定めることができる。

（改　正）
第15条　この認証評価委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附　則　本規程は、平成20年５月10日より施行する。
附　則　本規程は、平成20年９月12日より施行する。
　２　第５条第１項の規定にかかわらず、認証評価委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年３月31日までとする。
附　則　本規程は、平成21年１月25日より施行する。
附　則　本規程は、平成25年４月１日より施行する。

（資料６）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
判定委員会規程

制定：平成 20 年　5 月 10 日
改正：平成 20 年　9 月 12 日
改正：平成 21 年　1 月 25 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）認証評価審査規程第３条の規定に基づき、判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職　務）

第２条　判定委員会は、以下の職務を行う。

（１）専門職大学院から提出された自己点検評価報告書の審査
（２）専門職大学院の実地視察
（３）認証評価報告書（案）の作成
（４）その他、認証評価委員会から委託された事項

（構　成）

第３条　判定委員会は、判定委員及び幹事をもって構成する。判定委員の人数及び幹事については、別に定める。

２　評価申請のあった専門職大学院ごとに、判定評価チームを編成する。判定評価チーム委員の構成は、別に定める。

３　幹事は判定委員長が任免し、委員長の指示に従い、委員会の庶務を分担するものとする。

（判定委員及び判定評価チーム委員の選任）

第４条　判定委員及び判定評価チーム委員は、理事会において選任する。

（任　期）

第５条　判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員を補うために選任された判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役　員）

第６条　判定委員会に、委員長１名及び副委員長２名を置く。これらは、判定委員の互選により決定する。

２　判定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

（開　催）
第７条　判定委員会は、必要に応じて開催する。

（召　集）
第８条　判定委員会は、判定委員長が召集する。

（議　長）
第９条　判定委員会の議長は、判定委員長が務めるものとする。

（定足数）
第10条　判定委員会は、判定委員現在数の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

（議　決）
第11条　判定委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した判定委員の３分の２以上をもって決する。
２　判定委員及び幹事は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加できない。

（議事録）
第12条　判定委員会の議事については、議事録を作成する。

（判定委員会運営細則）
第13条　判定委員会は、その運営に関して、別途、判定委員会運営細則を設けることができる。

（改　正）
第14条　この判定委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附　則　本規程は、平成20年５月10日より施行する。
附　則　本規程は、平成20年９月12日より施行する。
２　第５条第１項の規定にかかわらず、判定委員会及び判定評価チーム発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年３月31日までとする。
附　則　本規程は、平成21年１月25日より施行する。
附　則　本規程は、平成25年４月１日より施行する。

（資料７）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
申し立て審査委員会規程

制定：平成 20 年　5 月 10 日
改正：平成 20 年　9 月 12 日
改正：平成 21 年　1 月 25 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）認証評価審査規程第４条の規定に基づき、申し立て審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職　務）

第２条　申し立て審査委員会は、専門職大学院からの異議申し立てについて、それが理由があるものか、妥当なものか否かを審理し、審査結果を認証評価委員会に報告する。

（構　成）

第３条　申し立て審査委員会は、委員６名で構成する。

（申し立て審査委員の選任）

第４条　申し立て審査委員は、理事会において選任する。

２　申し立て審査の対象となる専門職大学院に所属し、又は利害関係を有する者は、当該専門職大学院の申し立て審査に加わることはできない。

（任　期）

第５条　申し立て審査委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員を補うために選任された申し立て審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　申し立て審査委員の互選により、委員長１名及び副委員長１名を定める。

２　申し立て審査委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

（開　催）

第７条　当該専門職大学院から評価報告書に対して異議の申し立てが出された場合は、申し立て審査委員会に付託し、委員会を開催する。

（召　集）
第８条　申し立て審査委員会は、申し立て審査委員長が召集する。

（議　長）
第９条　申し立て審査委員会の議長は、申し立て審査委員長がこれを行う。

（定足数）
第10条　申し立て審査委員会は、申し立て審査委員現在数の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

（議　決）
第11条　申し立て審査委員会の議事は、出席し議事に参加した申し立て審査委員の３分の２以上をもって決する。

（申し立て審査報告書の作成）
第12条　申し立て審査委員会は、審議の結果について申し立て審査報告書を作成し、認証評価委員会に提出するものとする。

（申し立て審査委員会運営細則）
第13条　申し立て審査委員会は、その運営に関して、別途、申し立て審査委員会運営細則を設けることができる。

（改　正）
第14条　この申し立て審査委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附　則　本規程は、平成20年５月10日より施行する。
附　則　本規程は、平成20年９月12日より施行する。
　２　第５条第１項の規定にかかわらず、申し立て審査委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年３月31日までとする。
附　則　本規程は、平成21年１月25日より施行する。
附　則　本規程は、平成25年４月１日より施行する。

（資料８）

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
判定委員会細則

制定：平成 20 年　9 月 12 日
改正：平成 21 年　1 月 25 日
改正：平成 25 年　4 月　1 日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程第３条第１項及び第２項の規定に基づき、この細則を定める。

（判定委員会の構成）
第１条　判定委員は、当分の間、15 名以内とする。
　　２　幹事は、当分の間、若干名とする。

（判定評価チームの構成）
第２条　判定評価チームは、１チームにつき、判定委員及び有識者等の６名で構成する。
　　２　判定評価チームに、主査及び副査を置く。

（改正）
第３条　この判定委員会細則の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附　則　本細則は、平成 20 年９月 12 日より施行する。
附　則　本細則は、平成 21 年１月 25 日より施行する。
附　則　本細則は、平成 25 年４月１日より施行する。

臨床心理分野専門職大学院
平成 25 年度認証評価報告書

平成 26(2014)年 3 月 28 日発行

発行者　公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 7 階
TEL 03-3817-0020　FAX 03-3817-5858
URL http://www.fjcbcp.or.jp/